

〈 介護福祉士・社会福祉士修学資金 〉

主な手続きの流れ

[借入申請から初年度資金交付までの主な流れ]

時期	県社会福祉協議会	養成施設等	申請者・借受人 (令和8年度入学生)
令和8年 3月	● 募集案内 令和8年度入学生対象	● 対象学生への周知	
5月28日(木) ※	● 申請期限 (令和8年5/28)	● 貸付申請書類を取纏め 県社協に推薦	● 貸付申請書類を養成施設に提出
8月下旬	● 審査・貸付決定		
	● 契約		● 「契約書」等を県社協に提出 ・貸付決定から14日以内
10月下旬	● 初回 資金交付 ・12ヵ月分		
			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">※ 通年</div> <ul style="list-style-type: none"> ● 届出事項に変更が生じた場合は速やかに関係書類を県社協に提出

※ 新潟県の予算により貸付け決定されるため、予算状況により貸付けが受けられない場合があります。



[養成施設等に在学中の主な手続き]

時期	県社会福祉協議会	養成施設等	借受人 (在学中)
3月	● 在学状況を養成施設に確認		
4/20		● 在学状況を県社協に報告 ・進級、休学、停学、留年等 (4/20まで)	
			● 休学、停学、留年、復学、退学等の場合、県社協に速やかに報告
5月下旬	● 在学生へ資金交付 ・6ヵ月分		
10月下旬	● 在学生へ資金交付 ・6ヵ月分		
			● 全額交付完了者は「借用証書」を県社協に提出
			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">※ 通年</div> <ul style="list-style-type: none"> ● 届出事項に変更が生じた場合は速やかに関係書類を県社協に提出

● 留年・退学などの在学中の状況によっては、契約を解除することがあります。

[養成施設等 卒業時の主な手続き]

時期	県社会福祉協議会	養成施設等	借受人 (卒業時)
3月	<ul style="list-style-type: none"> 卒業状況等について養成施設に確認を依頼 卒業状況等の報告を借受人に依頼 		
4/20		<ul style="list-style-type: none"> 卒業状況等を県社協に報告 (4/20 まで) 	<ul style="list-style-type: none"> 卒業状況等を県社協に報告
(4/20)			<ul style="list-style-type: none"> [介護等業務従事した場合] ・卒業届、資格登録届、従事届、返還猶予申請 等 (4/20 まで)
(4/20)			<ul style="list-style-type: none"> [介護等業務に従事しない場合] ・返還計画申請 (4/20 まで)
5月	<ul style="list-style-type: none"> 借受人の卒業後の状況に応じ返還猶予の承認又は返還開始を通知 		



[介護等業務従事期間中の主な手続き] 及び [従事期間満了時の返還免除申請手続き]

時期	県社会福祉協議会	借受人 (介護等業務従事期間)
4/20		<ul style="list-style-type: none"> 「従事状況報告書」を県社協に提出(4/20 まで) ・10/1～3/31の従事状況を報告
10/20	<ul style="list-style-type: none"> 「従事状況報告書」により従事期間を加算 「従事状況報告書」により従事期間を加算 	<ul style="list-style-type: none"> 「従事状況報告書」を県社協に提出(10/20 まで) ・4/1～9/30の従事状況を報告
		<ul style="list-style-type: none"> ★ 返還免除となるための3年間の従事期間満了時に「返還免除申請書」を県社協に提出 (指定の県外国立施設は原則5年間の従事)
	<ul style="list-style-type: none"> ★ 従事期間を確認後、「返還免除」を借受人及び連帯保証人に通知 ※借受人には「借用証書」を返却 	
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">※ 通年</div> <ul style="list-style-type: none"> 届出事項に変更が生じた場合は、速やかに関係書類を県社協に提出 (例) 産休・育休による猶予申請 退職による返還開始 等

● 従事期間が返還免除要件の3年間に至るまでの期間は、毎年2回「従事状況報告書」の提出が必要です。